

**重要**

主たる営業所等の届出はお済みですか？  
古物営業を営む皆様は今一度ご確認を！

**令和2年3月31日**までに「主たる営業所等届出書」を提出しなければ、**許可が失効**します！！

### 対象となる方

現在、古物商・古物市場主の許可を有している方で、令和2年4月1日以降も、引き続き古物営業を営む方

**注意**

**このような場合も届出が必要となります。**

- 個人事業主で、自宅で営業している。
- 営業所・古物市場が1つしかない。
- 1つの県内にしか営業所・古物市場がない。

**3月31日**までに必ず届け出てください。

※ 代理人による届出も可能です（委任状等が必要となりますので、届出先の都道府県警察にご相談ください。）。



【提出する書類】  
「主たる営業所等届出書」



【提出先】  
主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署

ご不明点や手続についてのご相談等ありましたら、主たる営業所等の所在地を所轄する都道府県警察に**3月31日まで**にご連絡ください。